

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………(総務局人事部職員支援課)……………一
- 平成四年東京都告示第七百六十二号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………(同)……………二
- 平成四年東京都告示第七百六十三号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正……………(同)……………三
- 平成八年東京都告示第八百九十四号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部改正……………(同)……………四

- 平成二十八年度地籍調査事業計画の策定……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………四
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………五
- 都営住宅の使用料の変更……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………六
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………九
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………九
- 都営住宅の駐車場の廃止……………(同)……………一〇
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………一〇
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一〇
- 平成二十八年度狩猟免許試験の実施……………(環境局自然環境部計画課)……………三一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
- 指定障害福祉サービス事業者等の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……………五
- 指定障害福祉サービス事業者等の指定……………(同)……………八
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)……………三一
- 告示(教)
- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……………五
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに

告示

- 東京都告示第五十一号
平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。
平成二十八年五月三十一日
東京都知事 舩添 要 一
- 表を次のように改める。

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|-------------|--------|---------|
| 二十歳未満 | 四、六八八円 | 一三、二〇七円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 五、一七三円 | 一三、二〇七円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 五、七二一円 | 一三、五八九円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、一三九円 | 一六、三二二円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、五七一円 | 一八、八〇三円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 六、七五〇円 | 二一、三五五円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 六、八六五円 | 二三、九二四円 |

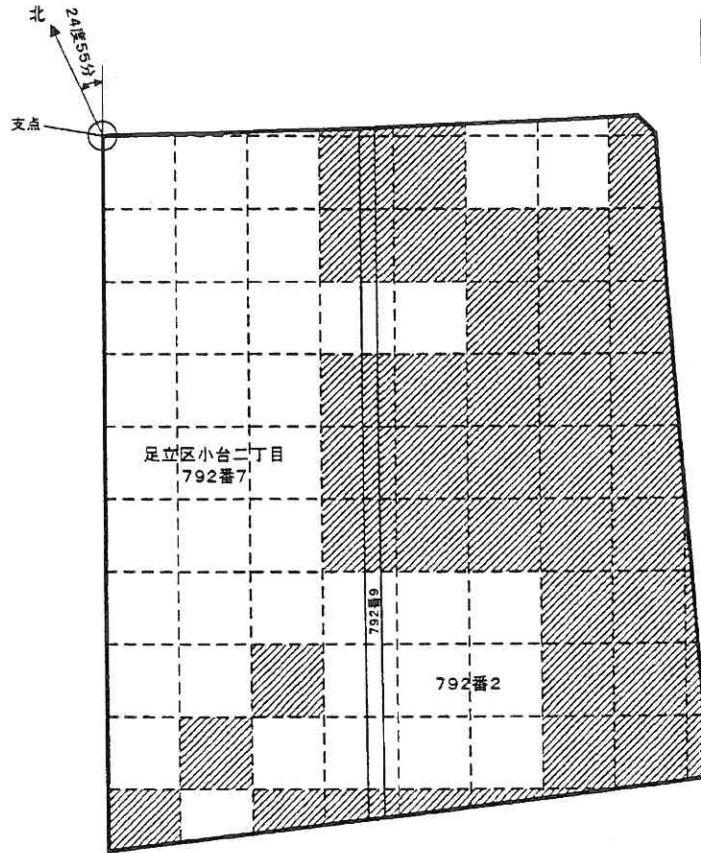
告示(消)

- 東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程の一部改正……………三七

規則(人)

- 職員の間年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三七

別図



【支點】
 支點は、足立区小台二丁目792番7の最北端とする。

- 凡例**
- 敷地境界
 - 筆境界
 - - - 単位区画
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】
 24度55分
 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百四十四号

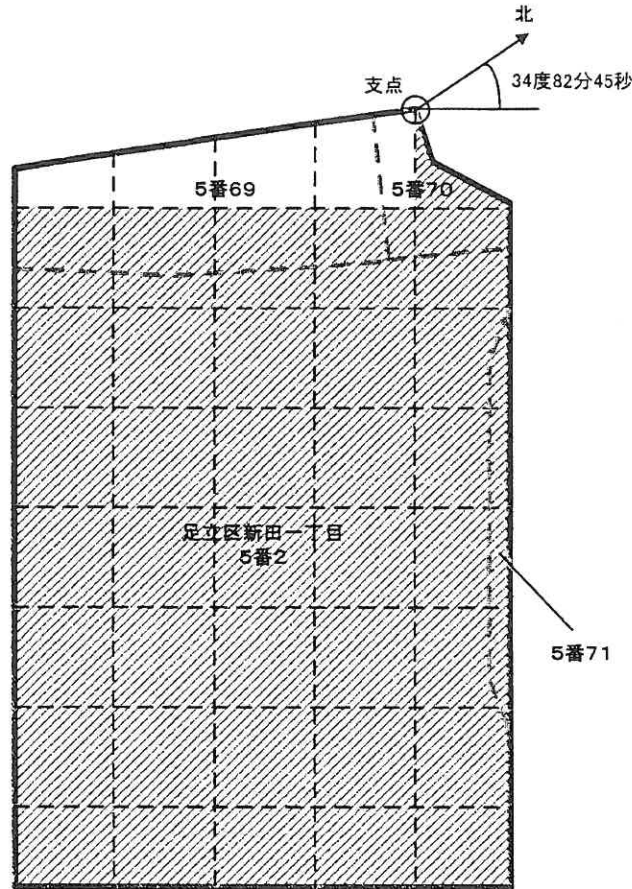
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区新田一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、足立区新田一丁目5番70の
 最北端とする。

【格子の回転角度】
 34度82分45秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平
 行して10m間隔で引いた線により構成され
 ている格子を、支点を中心として、右回りに
 回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区画
 ——— 敷地境界
 - - - 筆境界
 [Hatched Box] 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四
 十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行
 規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項
 の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

ただし、法第四十九条第一号に該当する者(以下「法
 第四十九条第一号該当者」という。)のみを対象とす
 る知識試験は、平成二十八年七月三十一日、同年八月
 二十一日及び同年九月十七日の午前十一時からとする。

| 狩猟免許 の種類 | 実施期日 | 開始時刻 | 開 催 場 所 |
|---|----------------------|------|--|
| 網猟免許、 わな猟免 許、第一 種銃猟免 許及び第 二種銃 猟免 許 | 平成二十 八年七月 三十一日 | 午前十時 | 足立区勤 労福祉会 館 三十四番 七号 |
| 同右 | 同年八月 二十一日 | 同右 | 同右 |
| 同右 | 同年九月 十七日 | 同右 | 府中市市 民会館ル ミエール 府中市府 中町二丁 目二十四 |